

総合科学技術・イノベーション会議生命倫理専門調査会（2014年9月17日 於内閣本府）  
 幹細胞由来の生殖細胞の利用について——「素朴な疑問」からの一考察——

奥田純一郎（上智大学）

一 問い

幹細胞由来の生殖細胞を受精させ、ヒト胚を作り出すことは許容されるか？特にそれを研究目的（だけ）で行い、機能を確認した後で毀滅することは？

二 素朴な疑問——何が問題か？

従来の議論…「いつから」人（人格）になるのか？という問題設定

+ 「権利 対 尊厳」の図式

→両者は連動：人格＝尊厳の主体、故に絶対的保護 ∴「いつから」が重視される

素朴な疑問：この問題設定・図式は、自明であるか？（真の問題か？）

報告の背景：報告者の専門は法哲学…特定の実定法・外国法ではなく、その批判的検討

再生医学…不可逆的な損傷を受けた人体の一部を、再生することによる回復

→期待大、しかし多能性＋免疫寛容性＋倫理的懸念の拮抗、の両立困難性

Ex.) 体性幹細胞：多能性が不十分

余剰胚由来のES細胞：免疫（自己細胞でない）＋倫理的懸念（胚の毀滅）

研究胚由来のES細胞：免疫（自己細胞でない）＋倫理的懸念（胚の生成・毀滅）

クローン由来ES細胞：倫理的懸念（クローン作製の是非、胚の生成・毀滅）

解決策としてのiPS細胞：ES同等の多能性＋免疫寛容性（自己体細胞由来）

…倫理的懸念は？胚の毀滅は伴わない＝人間の尊厳に反しないで期待に応えられる

↓しかし

パイロット・スタディとしてのES細胞研究の必要性、「ESとの共犯関係」（盛永）？

生殖細胞への分化・誘導の許容（幹細胞指針改訂）、「胚の生成」問題の復活

～真の問題は、「胚の地位」論争に隠れていた、多能性自体に含まれている？

↓そもそも

ES及びiPS細胞研究、ひいては再生医学研究が持つ意味を問い直す必要性

～「胚の地位」論争で、何が問われている（いた）のか？

三 ELSIにおける「L」の位置づけ・役割

Ethical, Legal and Social Issues (ELSI)

：生命科学・医学研究を進めるに当たって社会との接点で生じる様々な問題の「総称」

～この中でのLの意味・位置づけ、特にEとの関係：「法とは何か？」という問題

科学的知見に隠蔽された、法・政治問題（Ex.死体臓器移植…先決問題としての物化）

再生医学においても例外ではない…論争そのものを設定する（広義の）法

↓

ありうべき疑問としての「質問が間違っています！」…「胚の地位」は自明な問題か？  
多能性自体が問題か？…再生医学自体の否定？「胚の地位」問題への共依存？

↓

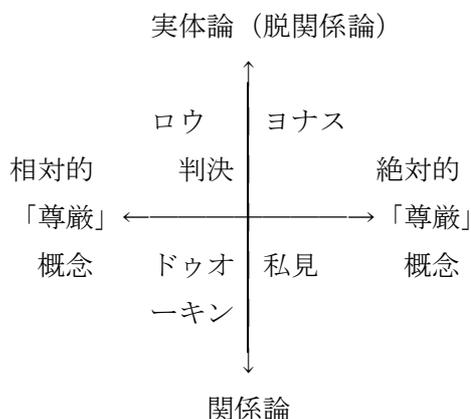
これまで「胚の地位」として論じてきたものの正体は？

#### 四 「胚の地位」論争…法は何をなすべきか？

媒介変数？としての「胚の地位」→人間の尊厳、という論法…「何故？」の潜脱

「いつから？」という問い＝「線引き」論に隠されたもの（胎児、死体と同型の問い）

…対抗軸としての「葛藤」論：実体論が見落としたものの再評価



他方、「葛藤」論自体の限界もある…葛藤に直面し、判断するのは誰か？

（人工妊娠中絶問題と並行…「未生の生命」に関わる諸問題の通奏低音）

もう一つの「線引き」論の可能性：「いつから？」ではなく「いかなる理由で？」

#### 人間の存在論的構造

存在（生の世界） → 当為（道徳的世界）（←：制約条件）

一人称	自我	独我論的意思＝「単なる」自己決定
二人称	自分	個別的共感←「存在」への畏敬
三人称	自己	普遍的資格←「かけがえのなさ」への配慮

胚の存在論的構造

胚の存在（生の世界） → 当為（道徳的世界）

一人称		(かけがえのなさを潜在的に有するに 留まる) … 「自分」を未形成 二人称的承認が必要
二人称		
三人称		普遍的資格 = 「ヒト」に由来する配慮

「線引き」の方法

	(葛藤論)	(線引き論)	(私見)	
卵子+精子	△	○××××	○   ×	○：絶対的「尊厳」 △：相対的「尊厳」 ×：尊厳無し
↓	↓	↓—↓↓↓	↓←↓	
受精(胚)	△	○○×××	○   ×	
↓	↓	↓↓—↓↓	↓←↓	
着床	△	○○○××	○   ×	
↓	↓	↓↓↓—↓	↓←↓	
生存可能性	△	○○○○×	○   ×	
↓	↓	↓↓↓↓—	↓└	
出生	○	○○○○○	○ ○	
時間	(適応)	(期間)	(適応)	(親和的な中絶法モデル)

フル規格の「人間の尊厳」…ただ胚として存在しているだけでは不足  
 (≡「派生的価値」) 二人称的承認が必要～なければ毀滅・加工も許容  
 (⇔「独立的価値」としての「人間の尊厳」…種としての尊重)

法の役割…三人称の層に属する当為として、存在の全体を支えるもの  
 法の目的としての「正義」：価値観の相違によらず共存を可能にするもの  
 →「自分」に立ち入らず、そのかけがえのなさを外から守る  
 論ずべきは、単に「胚の地位」のみならず「胚の扱い方とその理由」

五 再び i P S 細胞へ…「共犯」に対する主犯の有罪性？

共犯関係…E S 細胞は一概に非難されるべきではない  
 余剰胚由来：作製は正当化可能→既にある胚の利用法として正当化できるか？

研究胚由来：作製自体が正当化困難（他人の道具としてのみ扱う「人」を作る）

クローン胚：作製自体が正当化困難（他人の道具としてのみ扱う「人」を作る）

さらに卵子提供～体細胞提供より重い負担、手厚い保護必要

そもそもクローン作製が禁止される理由は？

生殖細胞への分化・誘導…研究胚作製は論外、不妊治療としてもダメか？

生殖細胞／体細胞の区別は意味があるか？

そもそも、iPS細胞の利点は？

## 六 「問い」への回答

授精＝胚作製それ自体の許容性…一概に言えない。目的によって異なる。

挙児目的：正当化可能（不妊治療の一環と見なしする）

研究目的：作製自体が正当化困難（他人の道具としてのみ扱う「人」を作る）

特に、機能確認後に毀滅させるような作製は許容され得ない

# 挙児目的の副次的目的としての研究は？

## 参考文献

・ Dworkin, Ronald, "Playing god: Genes, Clones, and Luck" in: *SOVERIGN VIRTUE — THE THEORY AND PRACTICE OF EQUALITY* — (2000) chapter 13 (小林公他訳『平等とは何か』木鐸社、2002年、第13章「神を演じる：遺伝子、クローン、運」)

・ Dworkin, Ronald, *LIFE'S DOMINION — AN ARGUMENT ABOUT ABORTION, EUTHANASIA, AND INDIVIDUAL FREEDOM* — (1993) chapter 1-6 (邦訳ロナルド・ドゥオーキン著（水谷英夫他訳）『ライフズ・ドミニオン——中絶と安楽死そして個人の自由』（1998年）第1章 - 第6章）

・ 江原由美子編著『生殖技術とジェンダー——フェミニズムの主張Ⅲ』（1996年）所収の井上達夫・加藤秀一による論争（第一章 - 第四章）

・ ハンス・ヨナス「人体実験についての哲学的考察」（H・T・エンゲルハート他著（加藤尚武他編訳）『バイオエシックスの基礎——欧米の「生命倫理」論』（1988年）193 - 204頁）

Thomson, J.J., "A Defence of Abortion" in: Dworkin, R.M. (ed.) *THE PHILOSOPHY OF LAW* (1977) (邦訳ジュディス・J・トムソン「人工妊娠中絶の擁護」（エンゲルハート他著（加藤尚武他編訳）『バイオエシックスの基礎』（1988年）82 - 93頁）

・ 拙稿「ヒト胚、人間の尊厳、プライバシー」青木清／町野朔 [共編]『医科学研究の自由と規制—研究倫理指針のあり方—』（2011年）207-227頁

・ 拙稿「生命科学研究と法の役割 —ヒトiPS細胞研究の倫理問題を手がかりに—」日本医学哲学・倫理学会関東支部編『医学哲学と倫理』第8号（2011年）34-39頁